特別養護老人ホーム満寿園　重要事項説明書

（指定短期入所生活介護事業・指定介護予防短期入所生活介護事業）
（「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に基づく指定短期入所事業）

令和８年４月１日現在

１　事業者

名称	社会福祉法人あしぎぬ福祉会
代表者氏名	理事長　吉岡　正俊
所在地	京都府京丹後市弥栄町溝谷４２０６番地
連絡先	電　話　0772-65-2558 ＦＡＸ　0772-65-2971
設立年月日	平成16年４月１日

２　事業者が行っている事業

拠点及び事業所の名称		事業の種類
溝谷満寿園	養護老人ホーム満寿園	養護老人ホーム 特定施設入居者生活介護 介護予防特定施設入居者生活介護
外村満寿園	特別養護老人ホーム満寿園	特別養護老人ホーム 短期入所生活介護 介護予防短期入所生活介護
	居宅介護支援事業所満寿園	居宅介護支援
	訪問介護満寿園	訪問介護 介護予防・日常生活支援総合事業
	デイサービス満寿園	地域密着型認知症対応型通所介護 地域密着型介護予防認知症対応型通所介護
あしぎぬホーム　なごみ		小規模多機能型居宅介護 介護予防小規模多機能型居宅介護
京丹後市弥栄生きがい交流センター		京丹後市指定管理運営事業
京丹後市弥栄生きがい交流センター	「健やか生きがい教室」	介護予防・日常生活支援総合事業
外村満寿園	「健やか生きがい教室」	
溝谷満寿園	「カフェ よっとくれぇなぁ」	認知症カフェ
外村満寿園	「ほっとカフェ　咲來楽」	初期認知症対応型カフェ

3　本事業所の概要

（1）本事業所の事業所番号及び所在地

事業所の名称	特別養護老人ホーム満寿園	
介護保険事業所番号	2673300204	
障害福祉サービス 事業所番号	2613300272	
所在地	京都府京丹後市弥栄町溝谷 39 番地の 6（外村満寿園内）	
第三者評価の実施状況	実施日	令和 6 年 3 月 22 日
	評価機関名称	京都府介護福祉士会
	結果の開示	「京都　介護サービス・福祉サービス第三者評価」HP 参照
管理者	安達　政晴	
営業日	年中無休（但し 12/31～1/3 送迎なし）	
受付（相談）時間	午前 9 時 00 分～午後 6 時 00 分	
電話番号	0772-65-0222	
通常の実施地域	京丹後市内	

4　本事業所の目的、運営方針

事業の目的	要支援・要介護状態又は支給決定を受けた障害者（以下「ご利用者」）に対して短期入所サービス（以下「サービス」）を提供することを目的とします。
事業所の運営方針	1　事業の実施に当たっては、ご利用者の意思及び人格を尊重して、常にご利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。 2　事業所の従業者は、ご利用者が可能な限りその居宅において、現状の維持（悪化予防）若しくは改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行うことにより、ご利用者の心身機能の維持回復を図り、もってご利用者の生活機能の維持又は向上を目指します。 3　事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、関係市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、障害者地域生活支援センター及び他の居宅サービス事業者、障害者サービス事業者並びにその他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

5　本事業所の設備

定員　短期２０名　特養５０名　（全室個室）

居室・設備の種類	室　数	備　　考
居　室 （全室個室）	７０室	ユニット数・・・７（１ユニット１０室、２ユニットは短期専用） 居室の設備・・・ベッド、洗面台、ナースコール、カーテン等
共同生活室 食　堂　等 談話コーナー	 ７室 ７室	 各ユニットに設定（ダイニング、リビング） 各ユニットに設定
洗面設備	７９箇所	各ユニット・各居室・各脱衣室・医務室×各１箇所
便　所	４７箇所	各ユニット×各６箇所、職員２箇所、共有部分３箇所
浴　室	９室	各ユニット１箇所、家族宿泊室、特別浴室
医務室	１室	

6　本事業所の職員体制

職　種	員数	区　分				業務内容及び保有資格等
		常 勤		非常勤		
		専従	兼務	専従	兼務	
管理者	１		１			施設業務の統括 介護支援専門員、介護福祉士
生活相談員(介護) 生活支援員(障害)	２		２			日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援 介護支援専門員、介護福祉士
介護職員	１３	１０	１	２		日常生活の介護、健康保持の為の相談助言 介護福祉士：１２名
看護職員	３	１	２			ご利用者の健康管理や療養上の世話 看護職員
機能訓練指導員	１		１			機能の改善、減退防止の機能訓練 理学療法士
管理栄養士	２		１		１	食事業務全般と利用者の栄養管理･指導 管理栄養士：２名
医師	１				１	ご利用者の健康管理及び療養上の指導

7　主な職種の勤務体制

従業者の職種	勤務体制
管理者	日勤（9:00～18:00）
生活相談(支援)員	日勤（9:00～18:00）
介護職員 調理職員	・早々　（6:00～15:00）　・日勤２　（ 9:30～18:30） ・早々２　（6:30～15:30）　・日勤３　（ 9:45～18:45） ・早出　（7:00～16:00）　・中出　（10:00～19:00） ・早出２　（7:30～16:30）　・中出２　（10:15～19:15） ・早出３　（7:45～16:45）　・中出３　（19:30～19:30） ・早出４　（8:00～17:00）　・遅出　（11:00～20:00） ・早出５　（8:15～17:15）　・遅出２　（11:30～20:30） ・早出６　（8:30～17:30）　・遅出３　（12:00～21:00） ・早出７　（8:45～17:45）　・遅出４　（13:00～22:00） ・日勤　（9:00～18:00）　・夜勤　（21:50～ 7:50） ※各勤務には半日及び時間短縮の勤務もあります。 ※夜間は原則として職員１名あたり入所者 20 名を担当します。
看護職員	・正規の勤務時間帯（9:00～18:00）常勤で勤務 ・夜間については自宅待機を行い、緊急時に備えます。
介護支援専門員	正規の勤務時間帯（9:00～18:00）常勤で勤務
医　　師	週１回勤務
栄養士	正規の勤務時間帯（9:00～18:00）常勤で勤務）
年間休日を年度初めに月毎に振り分け、部署毎に月の勤務計画を作成	

8　主たる対象者

サービス種類	対 象 者
短期入所生活介護サービス	要介護者
介護予防短期入所生活介護サービス	要支援者
短期入所サービス	身体障害者、知的障害者、精神障害者

９　サービスの内容

種　類	内　容
食事	・栄養士の立てる献立により、栄養並びにご利用者の身体の状況及び嗜好を考慮した食事を提供します。 朝食　７：００～　昼食１１：30～　夕食17：３０～
排泄	・ご利用者の状況に応じて適切な排泄介助を行うとともに、排泄の自立についても適切な援助を行います。
送迎	・送迎が必要な場合には対応いたします。
健康管理	・医師や看護職員を中心に、多職種協働にて健康管理を行います。
入浴	・ご利用者の身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を支援するため、ご利用者の意向に応じ、週２回以上の入浴または清拭の機会を設けます。 ・身体の状況に応じ、一般浴室・特殊浴室を使用していただきます。 （ご利用者の体調により、変更・中止となる場合があります。）
機能訓練	・機能訓練指導員によりご利用者の身体状況に適合した機能訓練を行い、身体機能の低下を防止するよう努めます。
その他 自立への支援	・寝たきり防止のため、可能な限り離床に配慮します。 ・生活リズムの維持、生活範囲の拡大、教養娯楽及びリフレッシュを目的として、季節の行事やクラブ活動を行います。 ・計画作成担当職員が、ご利用者・ご家族の希望等を確認後、計画の原案を作成し、ご利用者・ご家族の同意を得た上で、計画に沿ったサービスを提供します。
相談及び援助	・当施設は、ご利用者及びご契約者からのいかなる相談についても誠意をもって応じ、可能な限り必要な援助を行うよう努めます。

１０　利用料金

項　目		内　容
利用料金		厚生労働大臣が定める費用の額の支払いをご利用者から受けるものとします。
法定代理受領		当該ご利用サービスが法定代理受領サービスである場合には、介護保険負担割合証に記載された割合の額とします。
	要支援・ 要介護者	別紙「（介護予防）短期入所　利用料金表」参照
	身体障害者・ 知的障害者・ 精神障害者	別紙「（介護予防）短期入所　利用料金表」（障害）参照

償還払い	事業者が介護給付費額の代理受領を行わない場合は、介護給付費基準額の全額をいったんお支払いただきます。この場合、ご利用者に「サービス提供証明書」を交付します。(「サービス提供証明書」と「領収書」を添えてお住まいの市町村に申請すると介護給付費が支給されます。)
支払い方法	毎月、１５日頃に前月分の請求をいたします。２５日（金融機関が休業日の場合、翌営業日）に、ご利用者またはご指定の口座より引き落としとなります。 お支払い確認後、領収書を発行させていただきます。 ※各金融機関の手数料 京都北都信用金庫 京都農協協同組合 ゆうちょ銀行　} 金融機関所定の料金 ※手数料は各金融機関の定める金額をご負担いただきます。 ※尚、金融機関により残高不足でも手数料が必要となります。
その他	
サービス利用の中止・変更・追加	利用予定日の前に、ご利用者の都合により、サービスのご利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合、利用予定日の前日１８時までに事業者及び在宅の介護支援専門員に申し出てください。
キャンセル料	利用予定日の前日１８時までに申し出がなく、ご利用を中止された場合、取消料としてサービス１日分の食費をお支払いいただきます。 ※ご利用者の体調不良や急な入院等、やむを得ない場合にはキャンセル料はいただきません。
交通費（利用者の実費負担）	実施地域以外の交通費 往復：豊岡市 1,500 円 与謝野町 680 円 宮津市 820 円 伊根町 1,130 円 但東町 1,330 円
施設・設備等の原状回復費用	故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備等を壊したり、汚したりした場合には、ご利用者の自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。
その他	①おやつの提供に要する費用　１００円／日 ②特別な食事の提供を行った場合　実費 ③理美容代　実費 ※上記の他、日常生活上通常必要なものであって、ご利用者に負担させることが適当と認められるものについては、実費用等を負担していただきます。
サービス提供の停止（契約解除）	利用料等の費用の支払いについて、支払い能力があるにもかかわらず支払い期日から３ヶ月以上遅延し、故意に支払いの督促から３０日以内にお支払がない場合には、契約を解約し、未払い分をお支払いただくことがあります。

１１　サービス内容に関する相談・苦情の受付について

当事業所のサービスについてのご相談・苦情を承ります。また本事業所以外に行政機関（市町村等）の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

【相談（苦情）対応の流れ】

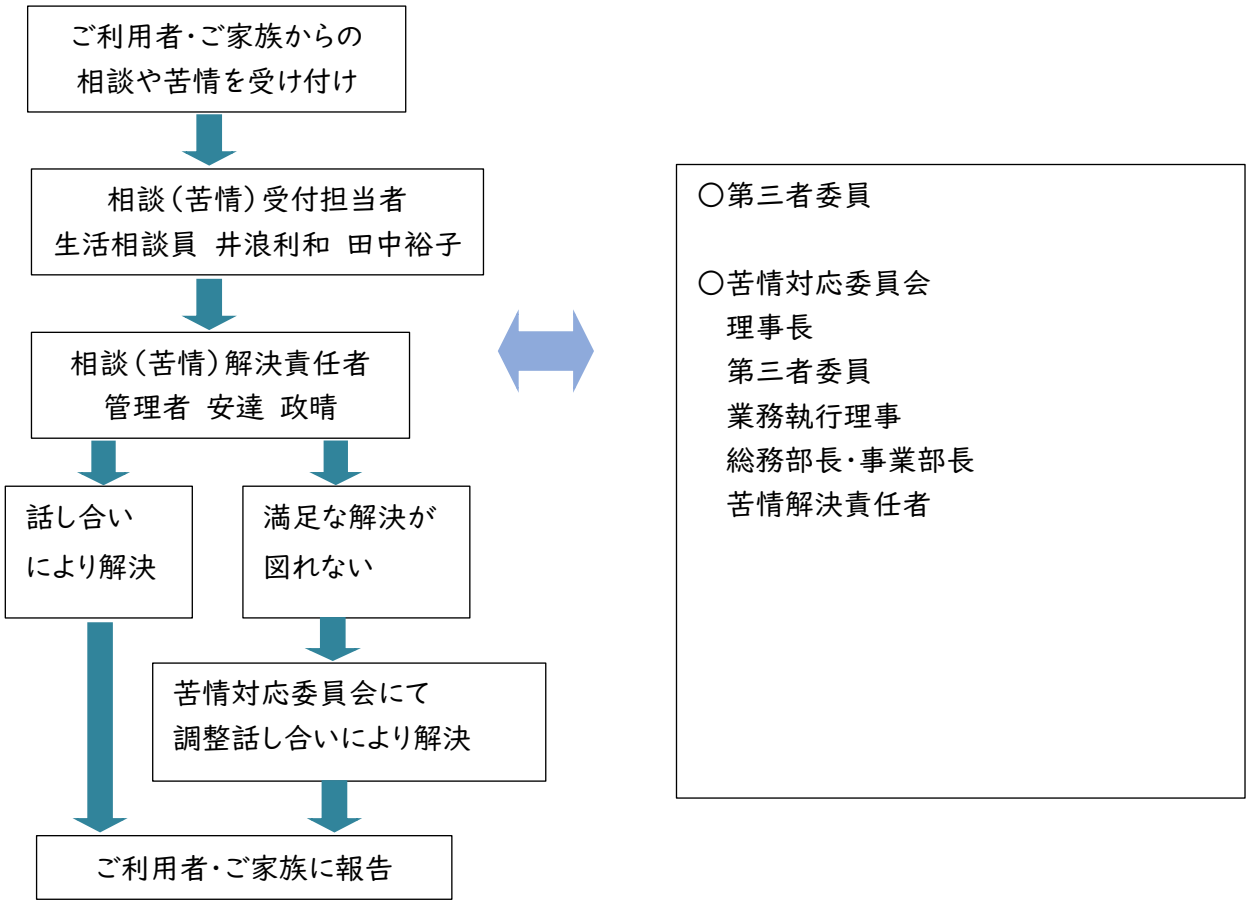

社会福祉法人あしぎぬ福祉会 特別養護老人ホーム満寿園	住所　京丹後市弥栄町溝谷３９番地の６ 電話　０７７２−６５−０２２２ FAX　０７７２−６５−０３３３ 受付　午前９：００～午後６：００ 担当　生活相談員、介護支援専門員
京都府丹後広域振興局 丹後保健所 健康福祉部企画調整室	住所　京丹後市峰山町丹波中嶋８５５ 電話　０７７２−６２−０３６１ FAX　０７７２−６２−４３６８ 受付　午前８：３０～午後５：１５
京都府丹後広域振興局 丹後保健所 健康福祉部福祉室	住所　京丹後市峰山町丹波中嶋８５５ 電話　０７７２−６２−４３０２ FAX　０７７２−６２−４３６８ 受付　午前８：30～午後５：１５

京丹後市健康長寿福祉部 長寿福祉課	住所　京丹後市峰山町杉谷６９１ 電話　０７７２−６９−０３３０ FAX　０７７２−６２−１１５６ 受付　午前８：３０～午後５：１５
京丹後市健康長寿福祉部 障害者福祉課	住所　京丹後市峰山町杉谷６９１ 電話　０７７２−６９−０３２０ FAX　０７７２−６２−１１５６ 受付　午前８：３０～午後５：１５
京都府国民健康保険団体連合会 介護保険対策室	住所　京都市下京区烏丸通り四条下ル水銀屋町６２０ 電話　０７５−３５４−９０５０ FAX　０７５−３５４−９０５５ 受付　午前９：００～午後５：００
京都府社会福祉協議会内 「京都府福祉サービス運営適正化委員会」	住所　京都市中京区竹屋町通り烏丸東入る清水町３７５ ハートピア京都５Ｆ 電話　０７５−２５２−２１５２ FAX　０７５−２１２−２４５０ 受付　午前９：００～午後４：００

１２　秘密の保持と個人情報について

事業所及び事業所の従業者は、サービス提供をする上でプライバシーに配慮すると共に知り得たご利用者及びご家族に関する個人情報を正当な理由なく第三者へ漏洩しません。この守秘義務は、本契約の終了後も継続します。

（１）利用期間

サービス提供に必要な期間及び、契約期間に準じます。

（２）利用目的

① 市町村、他の指定介護サービス・指定障害福祉サービス事業者等、その他の保険医療サービス又は福祉サービスを提供する者との情報共有及び密接な連携に必要のある場合。

② ご利用者に関わるサービスの計画書を立案し、円滑にサービスが提供されるために実施するサービス担当者会議での情報提供のため。

③ 保健医療機関、福祉事業者、介護支援専門員、サービス事業者、自治体（保険者）その他、社会福祉団体等との連絡調整のため。

④ ご利用者が、医療サービスの利用を希望している場合及び、主治医等の意見を求める必要のある場合。

⑤ ご利用者の利用する事業所内カンファレンスのため。

⑥ その他サービス提供で必要な場合。

⑦ 上記の各号に関わらず、緊急を要する時の連絡等の場合。

（３）使用条件

① 個人情報の提供は必要最低限とし、サービス提供に関わる目的以外、決して使用いたしません。また、ご利用者とのサービス利用に関わる契約の締結前からサービス終了後においても、第三者に漏らしません。

② 個人情報を使用した会議の内容や相手方等について経過を記録し請求があれば開示いたします。

１３　賠償責任

（１）事業者はサービス提供に伴って、事業者の責めに帰すべき事由によりご利用者の生命、身体、財産に損害を及ぼした場合は、ご利用者に対してその割合に応じ、損害を賠償いたします。
加入保険：施設内外の事故　あいおいニッセイ同和損保介護保険・社会福祉事業者総合保険

（２）以下の各号に該当する場合は、事業者は賠償責任を負いかねます。

① ご利用者が契約時に、その心身の状況及び疾病等の重要事項について、故意又は不実の告知を行ったことが原因で発生した損害

② ご利用者の急激な体調の変化等、事業者の実施したサービスを原因としないことによって発生した損害

③ ご利用者が、事業者もしくはサービス従業者の指示、依頼に反して行った行為が原因で発生した損害

（３）ご利用者は、事業所の財産や、他のご利用者の生命、身体、財産に損害を及ぼした場合は、相手に対してその割合に応じ損害を賠償します。

１４　緊急時及び事故発生時等における対応方針

指定短期入所介護サービスの提供中に、ご利用者に容態の変化や事故等があった場合には、事前の打ち合わせやあらかじめ届けられたご家族の連絡先に可能な限り速やかに連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。　また、指定短期入所介護サービスの提供中に、事故、緊急事態が発生した場合には、必要な措置を講じるとともに、上記に加えて京都府、市町村、警察、消防署等の関係機関に事業所の判断で連絡を行います。

１５　非常災害対策

（１）指定短期入所介護サービスの提供中に天災及びその他の災害が発生した場合、従業者はご利用者の避難等適切な措置を講じます。防火管理者は、非常災害に関する具体的な計画を立て、従業者に周知徹底を図るとともに、避難経路及び協力機関等との連携方法を確認し、災害時には、避難等の指揮をとります。また、非常災害に備えるため、避難、救出その他必要な訓練を定期的に行います。

（２）悪天候（台風・積雪等）または災害等により、サービスの実施、提供が困難な場合には、ご利用の中止、または変更させていただく場合があります。

１６　虐待防止について

ご利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し研修を実施する等の措置を講ずるものとします。

① 成年後見制度の利用を支援します。

② 虐待防止委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る体制を整備しています。

③ 従業者に対する虐待防止を啓発･普及するための研修を定期的に実施しています。

１７　意思決定支援について

事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮するよう努めるものとします。

① サービス担当者会議及び個別支援会議について、本人の心身の状況、判断能力の丁寧な把握等によりやむを得ない場合を除き障害者本人の参加を原則とし、会議において本人の意向等を確認するよう配慮します。

② 本人の意思に反する異性介助がなされないよう、サービス管理責任者等がサービス提供に関する本人の意向、判断能力を丁寧に把握するよう努め、本人の意向を踏まえたサービス提供体制の確保に配慮します。

１８　居室の取扱いについて

（１）安全確保設備について

居室内外での転倒等による事故の防止や早期発見、身体状況の変化の把握のため、心拍や呼吸数、体動等を検知する見守りセンサーや事業所内にカメラを設置することがあります。設置場所については、事故防止に効果的な場所をその都度設定します。また、特に見守りカメラの使用については、別に定めるカメラ運用ルールに基づき、事故防止等のためにそのデータを利用し、それ以外に利用することはありません。

以上の契約書を証するために、本書２通を作成し、ご利用者、事業所が署名または記名捺印のうえ、１通ずつ保有するものとします。

当事業者はサービスの利用にあたり、利用者に対して重要事項説明書を交付の上、指定短期入所生活介護事業（介護予防）、指定短期入所事業のサービス内容及び重要事項の説明を行いました。

説明交付年月日　令和　　年　　月　　日

所　在　地　　〒６２７－０１１１
京都府京丹後市弥栄町溝谷４２０６番地
事業者（法人）名　社会福祉法人あしぎぬ福祉会
代 表 者 名　　理事長　　吉岡　正俊
事 業 所 名　　特別養護老人ホーム満寿園
介護保険事業所番号　　２６７３３００２０４
障害福祉サービス事業所番号　２６１３３００２７２

説明担当者氏名　　㊞

私は、重要事項説明書に基づいてサービス内容等に係る重要事項の説明を受け、その内容に同意の上、本書面を受領しました。

令和　　年　　月　　日

氏　　名　　㊞

電話番号

家族・代理人　住　　所

氏　　名　　㊞

電話番号

携帯電話番号